

広島県告示第七百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十二年九月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ふかみスマイル歯科	呉市吾妻二丁目九番二九号	平成二十二年九月一日
加島薬局	東広島市西条栄町一〇番二七号栄町ビル二F	平成二十二年八月一日
訪問看護ステーションこころれ廿日市	廿日市市串戸一丁目九番四六号 ハグマビル二〇一号	平成二十二年八月一日